

ホームレスの自立支援に関する障害者支援担当係長連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 精神障害や知的障害等のある又はその疑いのあるホームレス（以下「精神障害等のあるホームレス」という。）に対する自立支援を推進し、障害者支援にかかわる部署の連絡・調整を図ることを目的として、ホームレスの自立支援に関する障害者支援担当係長連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内の精神障害等のあるホームレスの自立支援にかかわる課題の整理、情報共有に関すること。
- (2) 市内の精神障害等のあるホームレスに対する具体的な支援手法の検討に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 連絡会議は、議長及び別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 議長は、健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、健康福祉局生活保護自立支援室担当係長がその職務を代理する。

(議長)

第4条 議長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 議長は、第1条の目的を達成するため必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討会)

第6条 議長は、専門的な領域や個別の事例について検討するために検討会を開催することができる。

2 検討会は、議長に健康福祉局生活保護自立支援室担当係長（ホームレス支援担当）をもって充て、参加者については必要に応じて関係機関から選定し招集する。ただし、参加者の選定にあたっては、個人情報への配慮から検討課題の解決に資する必要最小限度の構成員を議長が選定する。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、議長

が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

NO	所属・役職
1	各区役所・支所 高齢・障害課 障害者支援係長
2	各区役所・支所 高齢・障害課 精神保健係長
3	こころの相談所 担当係長
4	総合リハビリテーション推進センター（南部地域支援室）担当係長
6	総合リハビリテーション推進センター（中部地域支援室）担当係長
7	総合リハビリテーション推進センター（北部地域支援室）担当係長
8	健康福祉局生活保護・自立支援室担当係長[ホームレス支援担当]